別紙

ふくしま県北さとやま生業づくり支援事業実施業務委託に関する仕様書（案）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託するふくしま県北さとやま生業づくり支援事業実施業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は、本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1　業務の目的

福島県においては、過疎・中山間地域の地域資源等を効果的に活用した６次化商品の開発や新たな産業創出など起業、スモールビジネスの運営や地域経済の循環促進、地域の活性化に寄与する取組を支援することとしている。

本業務は、福島県県北地方（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の８市町村）において、過疎・中山間地域の地域資源等を活用し、起業やスモールビジネスに取り組もうとする事業者等に対して、起業等に必要な知識・ノウハウ習得の機会提供及び専門家による助言・指導等を実施し、事業者等の事業開始の準備や課題の整理・解決を行うことで、経営感覚を身に付け、多様な地域資源等を活用した地域での新たな生業づくりにつなげることを目的とする。

※県北地方における「過疎・中山間地域」については、別表の一覧を参照すること。

2　委託業務期間

委託契約締結の日から令和８年３月３１日までの期間

3　委託業務の内容

（１）セミナー形式による研修の企画・運営

ア　概要

起業やスモールビジネスの運営取組初期段階の事業者等を対象に、ビジネスモデルや事業コンセプトの設計、事業計画の策定など、ビジネスに取り組む上で必要な知識の習得及び準備につながる研修を実施する。

イ　参加者

福島県県北地方８市町村に主たる事業所がある法人、団体（組織形態は問わない）又は住所がある個人（以下、事業者等という）のうち、過疎・中山間地域等における地域資源を活用した起業やスモールビジネスを検討又は実践している者から１５者程度を募ることとする。ただし、状況等に応じて、甲と協議の上、募集人数を変更することも可能とする。

ウ　実施内容

・セミナーは、同一の参加者を対象として全３回程度実施することとする。

・各セミナーの内容は、事業コンセプトの設計や収支計画の策定、商品のブランディング、ＳＮＳの活用など、各回のセミナー受講により起業やスモールビジネスの実施に必要な基礎知識や技術、販売を促進するためのノウハウ等を学べる構成とすること。

・各回に１～２人程度、ロールモデルとなるような講師や必要な知識習得のための専門家等による講義を実施すること。

・ワークショップやグループワーク、現地視察などを取り入れ、事業等の具体化・ブラッシュアップに効果的かつ参加者同士のつながりづくりが図られる内容となるよう工夫すること。

・セミナーの実施内容や講師の選定等の詳細は、甲と協議の上、決定する。

エ　その他

・開催場所は、県北管内の各市町村から参加しやすいよう工夫し、会場費用については、乙が負担すること。

・セミナー実施に必要な会場の手配、物品や印刷等の準備及び当日の司会進行を行い、運営をスムーズに進めること。

・参加者は、全てのセミナー受講を前提とするが、参加できなかった対象者に向け、アーカイブ配信を行うなど可能な範囲でフォローアップを行うこと。

（２）個別伴走支援

ア　概要

３（１）の参加者から希望者を３者程度募集・選定の上、ビジネスプランや事業計画の策定、商品やサービスの開発・改善など支援対象者が抱える課題に応じ、専門家による個別の助言・指導を実施すること。

イ　支援対象者

支援対象者の選定に当たっては、在住市町村や職業といった属性、事業の実現可能性等を考慮し、優先順位及びその理由を付して、甲と協議の上、決定すること。

ウ　実施内容

・１者当たり3回（１回当たり最低６０分)、現地又はオンラインにより、個別支援を行うこととする。

・個別支援の助言・指導に当たっては、支援対象者の課題解決に必要な知識等を提供できる専門家等を確保し、支援を行うこと。

・個別支援終了後、相談内容及び支援内容・対応等の実績を記載した個別報告書を提出すること。

（３）広報及び参加者希望者の対応

ア　事業実施に当たっては、チラシ等を作成し、ＷＥＢ等を活用した効果的な広報により、参加者の募集を行うこと。

イ　参加を希望する者に対する問合せ窓口を設置すること。

（４）支援等に係る料金

乙は、本業務実施に当たり、受講料を参加者から徴収しないものとする。

（５）事業成果の把握・とりまとめ

乙は、参加者に対しアンケート等を行い、事業の実施内容や成果、課題を取りまとめ、甲に提出すること。

4　成果品

事業実施報告書

（実施した研修等の内容や評価・反省点、実施の様子が分かる写真等を含む）

5　提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）契約締結後に速やかに提出するもの

・委託業務着手届（別記第１号様式）

・総括責任者通知書（別記第２号様式）

・実施工程表（任意様式）

・業務実施体制図（任意様式）

・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

（２）業務完了後に速やかに提出するもの

・委託業務完了報告書（別記第３号様式）

・委託業務実績報告書（別記第４号様式）

・収支決算書（任意様式）

・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6　総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7　事業実施に当たっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

8　その他

（１）乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。

（２）業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

（３）本委託業務により制作される広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

（４）乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

（５）個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

（６）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

（別表）県北地方の過疎・中山間地域

市町村名	（旧市町村名）	
福島市	旧福島市	大笹生村
		土湯村
		小国村
		立子山村
		佐倉村
		飯坂町
		中野村
		湯野町
		庭坂村
		茂庭村
		庭塚村
		水保村
		平田村
		金谷川村
		水原村
	旧飯野町	飯野町
		大久保村
		青木村
		明治村
二本松市	旧二本松市	塩沢村
		岳下村
		石井村
	旧安達町	下川崎村
	旧岩代町	全域
	旧東和町	全域
伊達市	旧梁川町	全域
	旧保原町	富成村
	旧霊山町	全域
	旧月舘町	全域
桑折町		半田村
		睦合村
本宮市	旧白沢村	和木沢村
国見町		全域
川俣町		全域
大玉村		玉井村

※本宮市の旧白沢村のその他地域についても、本事業においては過疎・中山間地域として扱う。